

申 入 書

2008年8月1日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

(京都産業大学法科大学院教授・弁護士)

(連絡先)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920 / FAX 075-251-1003

理事・事務局長 長野浩三 (弁護士)

当NPO法人は、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図ることを目的として、消費者、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、消費者利益擁護の観点から貴社の携帯電話料金プランについて検討しましたので、その検討結果を基に、貴社に対し、下記のとおり申し入れます。なお、この申し入れは、消費者契約法12条あるいは41条1項に基づく請求ないし申し入れでなく、消費者団体の活動としての申し入れであることを、念のため申し添えます。

つきましては、本申し入れに対する貴社の対応について本書到達後2週間以内に文書でご回答ください。回答の有無及び回答内容は公表する可能性があることを申し添えます。

第1 申し入れの趣旨

- 1 ベーシックコースについては、2年経過後バリューコースのバリュープランへの契約変更を認めるよう求める。
- 2 バリューコースとベーシックコースが設けられる以前に契約をした場合において、同一機種を2年間以上利用している場合に、機種変更という方法でしかバリューコースのバリュープランに変更できないことから、契約変更を認めるよう

求める。

第2 申し入れの理由

- 1 ベーシックコースのベーシックプランは、2年間の継続利用を前提とし、携帯電話機購入代を15750円割り引くとし、期間内に解約した場合は、解約料として630円×残月数が必要となっている。

そもそも、ベーシックプランとバリュープランが設けられた背景には、現行の販売モデルにおいては、端末価格の全部又は一部を構成する端末販売奨励金相当額を通信料金で回収する仕組みが取られており、端末の利用期間等によっては、コスト負担の不公平感が存在していることから、通信料金と端末価格のコスト負担の透明性を確保する観点から、両者を分離して利用者に負担を求める料金プランの導入を検討すべきとの総務省モバイルビジネス研究会報告に起因するものと考えられる。

とするならば、当初の割引料金と2年間の基本料金の差額を考え合わせると、2年経過後は何ら契約者に有利な点はないため、2年経過後においては、契約変更を認めるべきである。

- 2 料金プランの選択ができる以前に契約をした契約者については、端末価格の全部又は一部を構成する端末販売奨励金相当額を通信料金で回収する仕組みとして、料金プランが設定されている。契約者が、料金プランの変更を見直す場合には、機種変更するしか方法はなく、同一機種を長期に渡り利用している場合であっても、料金プランの変更はできない。

これは、まさに端末の利用期間等によってはコスト負担の不公平感が存在しているとの問題があり、改善策として端末価格と通信料金を分けたプランの導入に至っている背景からしても、契約変更を認めないのは適切ではない。

端末販売奨励金制度によって販売された端末であっても、端末販売時のコストの回収を終了した後においては当該コストを引き続き徴収することは、適当ではなく、不公平である。そして、長くとも2年経過した端末については、上記奨励金相当額は回収済みであると思われる。

よって、従来プランでの契約者についても、2年経過後においては、新料金プランへの変更を認めるべきである。

以上